

平成13年 8月13日

鎌倉市告示第115号

鎌倉都市計画地区計画の決定（鎌倉市決定）

都市計画鎌倉芸術館周辺地区地区計画を次のように決定する。

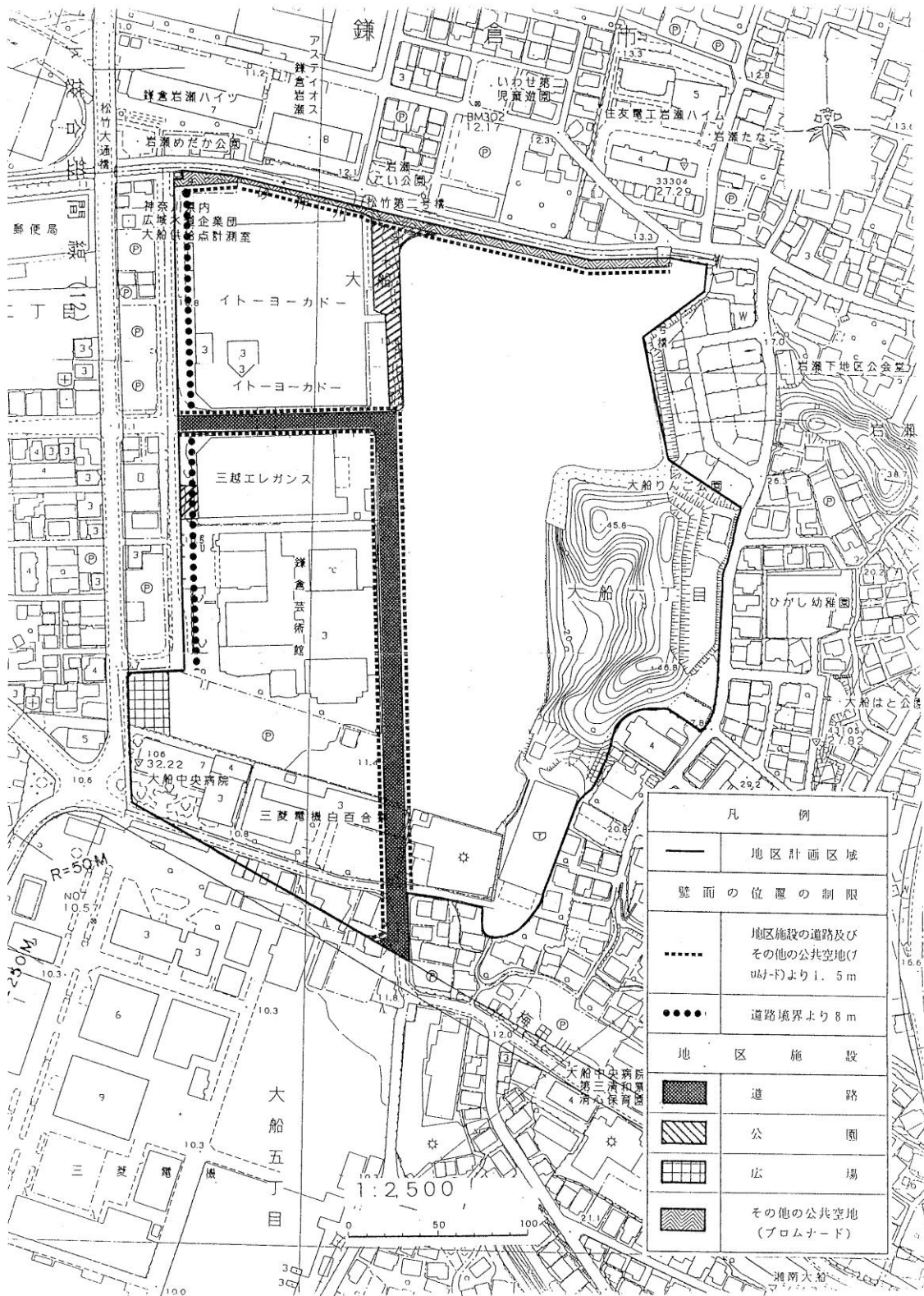
名	称	鎌倉芸術館周辺地区地区計画	
位	置	鎌倉市大船五丁目及び大船六丁目地内	
面	積	約11.2ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	JR大船駅東口一帯の市街地形成の中心であった大規模な映画撮影所の閉鎖を契機として、計画的な土地利用の推進により、同敷地及び周辺の文化・レクリエーション機能の向上を図るとともに、本地区にそぐわない施設の立地を防ぎ、良好な都市環境の形成を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	地区内の大規模用地の計画的な有効利用と、文化・レクリエーション機能の形成にふさわしい土地利用の誘導を図る。 また、地区内の緑化を進めるとともに、地区内東側の山林の保全に努める。	
	地区施設の整備の方針	地区内の道路及び歩行者空間を整備するとともに、公園の維持、保全に努める。	
	建築物等の整備の方針	良好な都市環境の形成を図るため、建築物等の用途、壁面の位置、形態又は意匠、かき又はさくの構造について、必要な制限を設ける。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	幅員9～12m、延長 約420m
		公 園	1号公園、面積 約1,550㎡ 2号公園、面積 約 180㎡
		広 場	面積 約850㎡
		その他の公共空地	プロムナード 面積 約1,130㎡

地区整備計画	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>2 キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの</p> <p>3 自動車教習場</p> <p>4 畜舎</p> <p>5 倉庫業を営む倉庫</p> <p>6 火薬、石油、ガスなどの危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設等を除く）</p>
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から地区施設の道路、その他の公共空地（プロムナード）までの距離は、1.5m以上とし、また、市道59-003号線東側の境界線までの距離は、8.0m以上とする。</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分はこの限りではない。</p> <p>(1) 公衆電話所、巡査派出所、路線バスの停留所の上屋その他これらに類する公益上必要な建築物。</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供する付属建築物で軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5㎡以内であるもの。</p> <p>(3) 付属建築物の自動車車庫、自転車置場で軒の高さが2.3m、高さが3.0m以内であるもの。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の屋根、外壁、建築設備、その他戸外から望みされる部分及び屋外広告物の色彩、形態等の意匠は、周囲への景観的調和に配慮したものとする。</p>
		かき又はさくの構造の制限	<p>道路境界線に面して設けるかき又はさくは、生け垣又は開放性のあるフェンスとする。</p>

「区域、地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

理由書

本地区は、映画撮影所跡地及び周辺の計画的な土地利用の推進により、文化・レクリエーション機能の向上と、良好な都市環境の形成を図るため、本案のように決定するものである。



凡 例	
—	地区計画区域
—	壁面の位置の制限
.....	地区施設の道路及びその他の公共空地(プロムナード)より1.5m
●●●●	道路境界より8m
地 区 施 設	
■	道 路
▨	公 園
□	広 場
▨	その他の公共空地 (プロムナード)